

民事訴訟手続と法廷技術

～ 2009 年度日弁連夏期研修より～

民事訴訟手続と法廷技術
 ～ 2009 年度日弁連夏期研修より～

2009 年 7 月 27 日、日弁連夏期研修において「民事訴訟手続と法廷技術」と題されたディスカッションが、東京地裁の畠山稔裁判官らを招いて開催された。現行民事訴訟法が施行後 11 年を迎え、同法が実際に機能しているのか、今後の課題はどのようなものか等、様々な角度から大変具体的に、興味深い見解が示された。新民事訴訟法の検討であると同時に、基本的で重要な民事訴訟手続や法廷技術の確認及び検討がなされたので、参加者からは有益な研修だったとの声が高かった。

また、新しい試みとして、「アナライザーシステム」を用いて参加者がイエス・ノーを回答し、その数字がパネルに表示されるのを見ながら新制度の利用状況を確認していく運営も注目されたが、この結果については以下の本文で触れていない。本文は当日の様子の概略であるにすぎず、このディスカッションの詳細な内容は、日弁連研修叢書「現代法律実務の諸問題」（第一法規株式会社発行）として来年の夏、出版される予定であるので、さらにご確認いただきたい。（味岡 康子）

日弁連夏期研修 新民事訴訟法施行 11 年と今後の課題 — 民事訴訟手続と法廷技術 —

【日時】

2009 年 7 月 27 日 (月)
 午後 3 時 15 分～ 5 時 15 分

【場所】

弁護士会館クレオ

【講師】*敬称略

畠山 稔
 (東京地方裁判所部総括判事/36 期)

松森 宏
 (東京弁護士会/28 期)

弘中 絵里
 (第二東京弁護士会/50 期)

馬橋 隆起
 (埼玉弁護士会/28 期)



概要

- ・ 訴状へ記載すべき情報量について
- ・ 訴え提起前の証拠収集の処分
- ・ 準備書面の書き方について
- ・ 証拠説明書について
- ・ 陳述書について
- ・ 文書提出命令について
- ・ 専門委員の役割について
- ・ 攻撃防御方法と失権効、制裁制度の導入について
- ・ 法廷技術によって弁護士が淘汰されるか
- ・ 望ましいのは
- ・ 弁護士 3000 人時代に

松森：現行民事訴訟法は平成10年の施行からもう11年、平成15年改正から6年たっています。今回、この新民事訴訟法の制度が実際に機能しているかどうかにつき、畠山裁判官を中心にお聞きしたいと思います。これから畠山裁判官を含め全員「さん」付けでお呼びしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

畠山：東京地裁民事5部通常部の畠山です。期は36期で26年目になりました。旧民訴法の時代から民事裁判を担当していますので、現行民訴法になってからと、それ以前とでどう違うかというのはある程度、お話しすることができると思います。一言で言えば民事裁判は非常にいい方向に向かっている。旧民訴法の時代はやはり五月雨式審理で非常に遅かった。裁判が遅いという国民的な批判があった中で、それを裁判所と弁護士会が力を合わせて打開しようということで、実務の改善運動がまずあったんですね。そういった改善運動を踏まえながら、現行民訴法が出来上がってきた。制定されてから11年になりますけれども、現行民訴法の実務はおおむねいい形で運用されてきていると肯定的にとらえています。ただ、全部が全部、非常にいい形だと手放しで喜ぶわけにもいかないこともあります。

訴状へ記載すべき情報量について

弘中：それではまず訴訟提起について、畠山さんから訴状への記載すべき情報量について、気になっていることなどがありましたら教えていただけますでしょうか。

畠山：訴状というのは必要的記載事項があり、それを漏れなく書いていただくことは基本中の基本です。これが時々落ちているものがありまして、それで裁判所が訴状審査の段階で補正をお願いする事態が、残念ながら少々あります。もう1つ、最近の傾向として言えるのは、訴状の記載が長くなるということです。

長いというのは、それだけ訴えを提起する側のいろいろな思いがこもっていることではあろうと思うんですが、あえて言うともあまりにも情報量が多すぎるのは、訴状の段階ではマイナスになる場合もあります。訴状というのは、訴訟物を明らかにし、必要な要件事実を明確にすることが第一義的な使命です。長くなる理由として、経過を詳細に書いていただくことがありまして、それはそれで参考になるんですけども、結局、訴訟物が何かもうひとつははっきりしなかったり、あるいは要件事実が何なのかもうひとつ分からないということが逆に出ています。

従って訴状を書いていただくときにある程度、分量が多くなるのは、事案によっては当然あるかと思うんですけども、まずは訴訟物、それから要件事実を明確にさせていただいた上で、重要な間接事実をさらに分けて書いていただくことがありがたいと思います。

長く書いているうちに、結局、自分が何を言いたいのか分からなくなる、それは裁判官が最初に訴状を見たときに決してプラスではない。かえって混乱しているようで、もうひとつどうかなと思ってしまうことになっているということは理解していただきたいと思います。

弘中：事件の種類によって例えば不法行為訴訟で

あるとか、あるいはこういうタイプの事件に特にそういった訴状が多いというふうな特徴はありますか。

畠山：例えば契約関係であれば契約書に基づいて要件事実も決まっているし、わりと書きやすい。ところが、今、お話のあった不法行為訴訟というのは行為がまず問題ですので、いろいろ経過を述べたいということがあって、ある程度、時系列で書かざるを得ない面があると思います。

ただその場合も、結局、不法行為として誰の行為をとらえて不法行為として言うのか、あるいは会社の使用者責任を言うのか、そのあたりをちゃんと意識しながら書き分けていただくことが必要です。事案によってある程度の時系列で書かざるを得ない場合であっても、最終的な締めは要件事実でまとめていただきたいと思います。

訴え提起前の証拠収集の処分

弘中：次に提訴前証拠収集制度というのが新民訴法でできたのですけれども、訴え提起前の証拠収集の処分の利用傾向や、有効に工夫された例などがありましたら教えていただけますでしょうか。

畠山：一昨年（平成19年度）で東京地裁が把握しているのは8件です。内訳は文書送付嘱託が6件、調査嘱託2件。ほとんど利用されていないのが実情です。調査嘱託については2件ありますが、それも弁護士の付いていない本人申立事件です。

文書送付嘱託の方は認容例もありますし、これは使い方次第ではかなり有効な制度じゃないかと

思います。例でお話ししますと、例えば未払賃金、退職金を支払ってないという事件で、雇用先に給与明細、就業規則、給与規定、退職金規定の証拠を求めたものがありまして、これは認容しております。

裁判を起こす前に、こういった制度をうまく活用することで、早めに情報が入手できるというメリットがあると思いますので、この活用をお考えいただくのは、意味があると思います。

馬橋：文書送付嘱託とか調査嘱託の制度があるわけですね。一方においてはこのごろは情報公開制度を使って、いろいろな情報をお取りになる弁護士もいる。ところがその文書送付嘱託でも、よく相談を受けるのは文書送付嘱託を受けた方から個人情報はどう扱ったらいいんでしょう、そのまま出していいんでしょうか、裁判所だからいいんでしょうか、とよく聞かれますが、この点の取り扱いをどうお考えでしょうか。

畠山：確かに裁判所が文書送付嘱託を採用する上で、実際にそういう問題が起きているんですね。裁判所の仕切りは、文書送付嘱託をお願いした以上は、個人情報保護の観点からは考慮しなくていいと、つまりマスキングしないで出してもらおうということでオーケーと考えていまして、そういうことで文書送付嘱託をお願いしています。

ただその辺の理解が必ずしも十分でないために、マスキングして出してくることが時々あります。そのときには裁判所の方からきちんと話し申し上げて、マスキングの必要はない、個人情報保護の点で責任を問われることはない、免責の対象になるんだということをはっきり申し上げてご理解



いただいている。

裁判所は、文書送付嘱託する段階で、そういった問題がないので全部出してくれということを嘱託文書の中に入れて説明することもしています。

準備書面の書き方について

弘中：では次に準備書面の書き方についてですが、準備書面に下線を引いたりカラー印刷をしたりなど、個人で装飾を付けた書面を作った方がおられると思いますが、島山さんから準備書面の装飾や、そのほか図の添付とか時系列表など、そういった工夫について、日ごろお感じのことを教えていただけますでしょうか。

島山：裁判所は事件を基本的には文字情報で理解しようとしています。従ってまず文書をきちんと書き上げていただくことが決定的に重要です。ただ言葉だけでは事案を理解しにくい場面もあります。その典型例が、例えば相続の場合に、相続関係図を出していただく。これはむしろ図で見た方が一発で関係がよく分かる。

それから、裁判所は事案を理解するときには時系列で理解しようとしています。従って時系列を意識した準備書面は非常にありがたい。ついでにそれが分かりやすいように時系列のメモみたいなものを付けていただくのも、1つの工夫としてあってしかるべきではないかと思えます。

最近、いろいろな機器が発達しているので、アンダーラインを入れていただいたり、あるいは一部カラーにしてもらったりということで、さまざまな工夫をしていただいています。

ただこの点につきましては、私は古いタイプの人間だからなのかもしれませんが、いささか消極に考えております。というのはカラーで一部分、強調されると文章が読みにくいんですね。文章にこの部分を強調したいとカラーでいろいろなことをやられると、かえってそっちに目が行っちゃって文章を素直に読み切れない、頭に入ってこないということがありまして、その点はあまりそういう方向に走っていただきたくないなと逆に思っています。

アンダーラインはそれと比べると、害が少ない。本当に必要なところを強調してアンダーラインを引かれることは、それなりに理解します。ただこれはたぶん書き手の側と読み手の側の違いだと思いますけれども、書き手は強調したいことがいっぱいあるんですね。強調するあまりに、あちこち線を引くと、結局、どこを強調したいのかが、逆に分かりにくくなってしまっているところがありまして、アンダーラインで強調するのは限定しないと逆効果です。

裁判官の側からすると、線を引いたり色を塗ったりするのはこっちの仕事です、裁判官の喜びを奪わないでほしいと思っています（笑）。その辺も考えていただくと大変ありがたいと思います。

弘中：例えば準備書面の量等もいかがでしょうか。

島山：それは非常に重要な問題でして、裁判官同士が集まると、枚数制限、何とかならないかねという話を内輪ではよくするんですね。というのはOA機器の発達のおかげだと思うんですけど、いく



らでも長い文書が書ける時代になりました。昔は手書きでいろいろな制約がありましたので短く済んでいたんですけども、今はコピーしたりして長くできるようにになった。これは裁判官からすると業務の負担が増えて、非常に困る事態なんですね。

私の感覚で言うと、普通の事件なら5枚以内にしていただきたい。10枚になるときももちろん事案によってはあります。それは分かるんですけど、長くなるときには冒頭に要約を載せておいていただきたい。私の感覚で言うと、要約は2ページぐらいでお願いしたいと思います。

例えば事案によって20ページを超えるものの中にはある。そのときには目次が欲しい。あるいは見出しが欲しい。当事者にとって裁判官というのは他人ですから、他人に物を分からせるためには、その辺の工夫をぜひお願いしたいと思います。伝えたい気持ちが山のようにあるから、だんだん長くなると思うんです。ただ率直に言うと読み手はいきなり20ページ分読まされちゃうと、読み方がさーっと流す読み方になってしまう。

それはたぶん双方に不幸な関係だと思う。短い文章で集中的に表現されているものをじっくり読んだ方が、裁判官の事案の理解が深まります。ただその理解をさらに深めるために、ここをさらに分かってほしいということなら、ぱっと切り分けて書いていただければ、そこは気になったときに読む。そういう書き方の工夫をぜひお願いしたいと思います。また、整理するためにはキーワードが欲しい。キーワードこそ見出しなんです。キーワードのない文書は、結局、どこが要点かを裁判所で読み取らなきゃいけない。それは裁判官

の仕事ではありますけれども、裁判官の理解を助けるために、これこそキーワードだということを見出しに付けていただきたい。

証拠説明書について

弘中：次に、証拠説明書はどの程度、活用されているものでしょうか。

島山：これは非常に重視しています。証拠説明書というのは、証拠が出されたときにどういう証拠かをまず確認するために意味があります。それから争点整理をするときには、どういう証拠なのかをみんなで議論するときにも役に立ちます。それから判決を書くときにも非常に役に立つんですね。証拠説明書をもう1回見ながら、どういう証拠の出方であるか、どの部分の証拠に意味があるのかというのをチェックするために使います。従って出したときから判決まで大いに活用されているのが証拠説明書です。

裁判所の側からお願いしたいのは、証拠説明書はそれだけ重要なものですから、一覧性のあるものにしていただきたい。つまり表形式にしていたくのが一番ありがたい。適切な情報量にしていたくのも大事です。というのは証拠説明書が非常に重要だというのはご理解いただいているせいか、そこにいっぱい盛り込もうとする場合があるんですね。

その証拠に何が入っているか等を延々とお書きになっているのも時にはあるんですけど、あれは正直困ります。先程見出しが重要だとお話したのと同様に、立証趣旨としてその証拠で特にアピ

ールしたい点はどこであるかを簡潔に書いていただいた方が、かえって理解がしやすい。

裁判所の記録の作り方をもう1回、思い出していただきたいんですけど、主張欄と証拠欄とに分かれています。証拠欄の冒頭に証拠説明書が付けてあります。従って裁判官が証拠を見たいときには証拠説明書をまず見て、そこから証拠を見るんですね。また、証拠全体を見るときに交通整理をする意味もありますので、そこがあまりにも長かったり、詳しすぎると、かえって困るんです。従って簡潔に表形式でまとめていただく形の証拠説明書をお願いしたいと思います。

弘中：雛形ではよく備考欄というのが右にあるんですけども、あれをあまり使うことはないんですが、あそこにはどういったことを書けばいいのでしょうか。

畠山：特に説明したい、裁判所に注意喚起をしたいようなことがあれば、書いていただければいいので、普通はその欄は使わなくていいんじゃないでしょうか。

陳述書について

弘中：では次に陳述書について。陳述書が活用されるようになって、主尋問や反対尋問の時間配分だとか役割だとか、そういったものが変わってきたんでしょうか。

畠山：それはもう劇的に変わりましたね。昔は陳述書がなかったんです。法廷で初めて原告側の本

人あるいは証人が来て、その場で話を聞くと、原告側が期待している答えが出ないで、弁護士が怒りだすんですね(笑)。ちゃんと答えないと。つまり準備不足が明らかに分かってしまう。準備不足だから負けるかというと必ずしもそうじゃないので困っちゃうんですけど(笑)。

それが陳述書を書くというためには、打ち合わせをしなくちゃいけないし、打ち合わせをした結果を書面にまとめなきゃいけない。そこまでの準備をすることで、少なくとも主尋問がスムーズにやれるようになった。これは決定的な差で、尋問時間が短くて済むようになりましたし、要領よく主尋問をやっていただけになった。

他方、反対尋問も主尋問でだいたいどんなことが出てくるかが分かっているわけですから、事前に反対尋問を準備できるという面があって、前から比べると反対尋問のやり方も皆さんお上手になっている。全体の時間の圧縮にもつながっているし、裁判官の事案理解にも非常に役に立っているというふうに考えています。

現行民訴法では争点整理をやって、絞られた争点について、集中的に証拠調べをしていくということになっていますね。従って人証の調べでは争点中心に聞いていただくということになります。例えば契約の整理が問題になっているというときに何を聞くべきかとなると、その立証すべきテーマの前あたりから、ポイントをそれに絞って順次聞いていただいて、こういうふうに口頭で契約しました、それがその後どうしてトラブったのかという、事件の経過を時系列でご説明いただくのが、裁判所は非常に理解しやすい。

ここでもやはり基本は時系列での情報の提供が大変役に立ちます。ただ時系列だといって、事細

かに言われちゃうと、逆に話が分かりにくいですね。詳細は陳述書に入れていただいて、ポイントを中心に時系列で話を聞いていただくというのが、裁判所が一番分かりやすい。

松森：陳述書は本人が書くのか、あるいは弁護士が書くのかということがありますが、いかがでしょうか。

畠山：陳述書をめぐってはさまざまな議論が激しく応酬された経過があるのは、私も覚えています。陳述書を本人に書かせるべきだという意見も、いつとき有力になった時期があるんですね。ところが今、本人でなくて弁護士が話を聞き取って整理して書いていただいているのが通例だと思います。この実務は私は合理的だと考えています。

というのは本人は伝えたいことが山のようにあるだろうけれども、裁判官が欲しいのはそれが整理された情報です。しばしば本人というのは事件を判断するのに必ずしも必要ないことであっても、こだわりのところを一生懸命言いたがるし書きたがるものなんですけど、そういうことでなしに、やはり法律家の目で整理したものを時系列でまとめていただいたものが、一番役に立ちます。

弘中：あと事件によっては証人申請が予定されていない陳述書が出るのがよくあると思いますけれど、そういうものはどのように評価をされますか。

畠山：陳述書というのは今、いろいろな場面で使われています。人証の予定がないものでも出されることがあって、それは用途別に使っているんです。争いがあるわけじゃないんだけど、取りあえ

ず証拠化しておく必要があるんで、陳述書でまとめるということがある。これは例えば争いのない事故なんだけれど、こういうことがあることは理解してほしいということで出してくるなら、それは読んで、そんな経過なのかなというふうに思います。

弁護士が気にされるのは、争点にかかわることで重要な陳述書が出てきたら、反対尋問の機会が保障される必要があるということだと思うんですね。それは本当にごもつものことでして、争点にかかわる決定的に重要な人であれば、やはり反対尋問の機会を与えるのが原則です。

松森：次は陳述書をいつ、どういうものを出していくかという議論がありますが、いかがでしょうか。

畠山：陳述書については、争点解明型等のいろいろな型があるという議論がありまして、それは議論としては大変面白いんですけど、複雑でない普通の事件では、陳述書は基本的には一本でまとめていただきたい。争点整理を行い、議論した段階で、その結果を踏まえて、陳述書をそろそろ出していきたいとお願いして、出していただくのが通例であると思います。

争点整理を経て、人証を調べ終わった後で出てくる陳述書も中にはあり、それをどう見るかが問題となります。裁判所は争点整理が終わって人証調べも終わったなら、基本的にそれで終わりだと考えておりまして、後出しで出した陳述書を重視することはしていません。

受け取り拒否はしませんけれど、重視はしない。万が一そこに決定的に重要な情報が入っているというなら、それを争点化してもう1回、議論してい



ただくようお願いすることにしています。それが裁判官の一般的な扱いだと考えてもらってよろしいかと思えます。

文書提出命令について

弘中：続きまして今度は文書提出命令について、新民訴法で要件が変わったんですけれども、文書提出命令の申立てに対する現在の取り扱い、新民訴法で変わったことなどありましたら教えていただけないでしょうか。

畠山：実際の訴訟をやっている身からすると、文書提出命令の申立てが劇的に増えたかというところでもない。しかし、文書提出命令が出てきた場合に義務が一般義務化していますから、特別なことのない限り相手方が文書を持っておれば出していただくようお願いして、任意に出していただくという扱いでいたい済んでいます。

提出を拒否するというのはいくらに訳がおありのわけで、例えばそもそもその必要がない、関連性がないという論点は当然あるんですね。必要性、関連性がないというのであれば、取下げを促すこともあり、納得が得られないのであれば、その点について判断します。

ただ文書提出命令の申立てでやるのか、文書送付嘱託でやるのかといった、手続きの選別のところは、いま一度考えていただいた方がいい場合もあります。

というのは文書提出命令というのは一般義務化したんですけど、さまざまな例外制度の関係で手続きが厄介なんですね。文書送付嘱託の方が早く便

利な場合もありますので、どの手続きを選ぶかはご検討いただきたい。

弘中：最近、そのまま保留というんでしょうか、相手が途中に出す場合もあるんですが、結局、相手が出さない場合、そのまま裁判所も判断をしないで、判決の直前などの段階で取下げを促され、取り下げる場合も多くあるのですけれども、そういうふうな取り扱いをされるというのは、どうしても必要性や関連性が認められないということでしょうか。

畠山：いろいろな裁判官がいるので、私が全部、代弁できるわけではありませんけど、そういう配慮をする場合はあります。というのは文書提出命令を出しますと、必要性がないという場合には即時抗告ができないんですけれども、義務があるかないかを判断すると、即時抗告ができるんですね。即時抗告がされると手続きが止まってしまいます。

高裁がすぐに判断してくれればいいですけども、しばらく握られたりすると審理が止まってしまいます。これは一審裁判官が非常に嫌がることでして、それもあって文書提出命令を若干保留する運用が少なからずあるように思います。

必要性がある、ないという言葉で言うのは簡単ですけど、結構微妙な場合もあります。明らかに必要性がないという場合はたぶん裁判官がはっきり言うでしょうけど、もうちょっといろいろ見てから判断してもいいんじゃないかなと思うと、少し保留して、全体のほかの証拠の出方との関係でどう判断しようかと考えるのが一般的かなと思います。



専門委員の役割について

弘中：続きまして専門委員が鑑定していく点について、松森さんの方から専門委員の役割をご説明いただけますでしょうか。

松森：専門委員の役割というのは、本来は鑑定だと重いから簡単に争点整理のために、例えばお医者さんがそばにいないときにどういうところが争点になるのか、まさに争点整理のための専門家です。今回の改正は、規則事項は多いんです。つまりいつでも運用の仕方を変えられるという姿勢がある。あるいは使い勝手が悪かったら変えなきゃいけないよということだと思います。

専門委員が手続きに参与する場面は、①進行協議も含めた争点整理の場面、②証拠調べの場面、③和解の場面と規定されていますが、当事者のイニシアチブに注意することが必要です。これはどういうことかということ、やはり原告と被告の両者の意見がまとまらないうと使いにくい。逆に両者が反対すると途中で専門委員が青くなってしまいます。証人尋問等は専門委員が説明すると、何かそれになびいてしまうんじゃないかということで、同意が必要だと。あるいは和解の説明も同じような影響があります。

そうすると本当に重要な専門家は専門委員になってくれるのか、その心配がありました。

弘中：畠山さんに伺いたいんですが、今、東京地裁ではどういった分野で何名ぐらいの専門委員が活躍されているんですか。

畠山：東京地裁は、建築、医療、それからIT関係、電気関係等の、さまざまな分野で専門委員を幅広くそろえて、この手の事案に対応できるような態勢をつくっています。全国の裁判所の中で、一番専門委員が使われています。

この制度は、うまく使えば今後、発展する可能性のある制度ではないかと考えておりまして、裁判所でもこの専門委員のうまい活用の仕方はないかと現在、模索中であります。今、ご指摘いただいた通り、専門委員というのは新しい制度なだけに、暴走しても困るというので、要件はかなり厳格に定められているんですね。

しかし、裁判所の側からすると専門委員をもう少し柔軟にというか弾力的に使った方が、かえって紛争解決に役に立つんじゃないかという問題意識を持っていて、もちろん双方のご理解、同意を得た上ではありますが、争点整理だけでなく専門委員から少し参考意見をちょうだいしようじゃないか、ということも考えながらやっているような状況です。

弘中：専門委員の活用は裁判所の方から提案することが多いのでしょうか。

畠山：私が現に扱っている事件はそうですね。裁判官というのはご承知の通り、法律については知っていますけれども技術面はよく分からない。ところが現実に裁判所に来る事件で、技術的な紛争の部分があると、裁判官がいくら聞いても分からないところがある。勘所が分からない。文字を読めば言っている意味は、言葉では理解できるけれど、感覚が分からない。その辺のところの相場観とか、一般常識みたいなところを補充したいんで

すね。そういうときに専門委員は非常に役立ちまして、現に私も、今、やっているIT関係の訴訟とか、あるいは電気関係の訴訟などに、そうした専門的知見のある専門委員に入っただいて争点整理をしています。

弘中：当事者はその道の専門の人が多いと思うんですけども、その専門委員が実際に入ってもらったところ、例えばその人は厳密にはそのような専門家じゃない、あるいは偏った見方をしているとか、そういった不満が出るということはないですか。

畠山：あり得るんじゃないでしょうか。裁判所から見ると十分専門家であっても、今、専門家というのは細分化が進んでいますから、本当の専門家からすると、あの人は専門家じゃないという不満は生じます。ただそれでも裁判官から見たら十分専門家で役に立つんです。特殊な分野の専門家は限られているかもしれないけれど、その分野に行く一歩手前の情報というのを、それを素人である裁判官と結び付ける役割を果たしていただけるので、それだけでも意味があるというふうに考えています。

弘中：それぞれの分野の方は皆さん、快く専門委員になってくださるのでしょうか。

畠山：かなり積極的に多方面で専門委員のお願いをしています。確かにこの制度がうまくいくかどうかは、どれだけそれぞれの分野の一流の人を集められるかにかかっている面があります。これまで裁判所という看板の大きさみたいところで、何とかお願いしていますし、これからもそういう

意味で裁判所として各分野の一流の方々に頼んでいかないといけないと思います。

松森：これからの司法制度改革で裁判員制度の導入とかを、身近になってくることから考えて、専門家の方が裁判に結構、興味を持ってくれているのは事実です。当時はいろいろ否定的な意見が多かったんだけど、弁護士があんまり否定的な考えをもつのはいかがなものでしょうか。やはり迅速性とか、あるいは事実を認定するためには情報が多い方がいいはずなんですね。

そういうことから考えて専門委員制度をもう少し考え、前向きにしていけば、鑑定で時間がかかるより、ひよっとしたらいいものができる。そしてそれに対して、ディスカッション、争点整理ができるわけですから、いろいろ方法があるのではないかと思います。

攻撃防御方法と失権効、 制裁制度の導入について

弘中：では次に攻撃防御方法と失権効、制裁制度の導入についてお聞きしたいと思うんですが、時機に遅れた攻撃防御方法の主張、つまり書面や書証の提出が遅れた場合に、それに対して制裁を科す制度を設けるという議論もありますが、これについて松森さん、何かお感じになったことは。

松森：改正当時は、制裁は弁護士の自主性に任せるということが中心でしたので、制裁を科してまではないだろうということでした。ただ制裁がないということは守らないでいいというわけではなく

て、自主的に守ることが期待されているわけです。弁護士はやはり依頼者を抱えているわけで、自分の正義感だけで条文通り、法文通りにやれるかというところ、そこにデッドロックがある。

しかし自分はきちんとやりたいのに相手がしてくれないということで、疑問のある弁護士も多いと思います。そちらがそうするなら私もやらないよということになるのでは、制度の意味がなくなるわけです。逆に言えばやはり本来はまさに自主的にお互いが共通認識をし、お互い情報交換をより密にしてやるべきではないか。今後、弁護士が多くなると、きちんと決めておくべきものではないかという気がしています。

法廷技術によって 弁護士が淘汰されるか

弘中：それでは最後の質問に入るんですけども、弁護士3000人時代といわれる時代になってきました。法廷技術によって弁護士が淘汰されるという危機感を感じている弁護士もおられると思います。従来、当事者の訴訟活動にかかわらず、困ったときには裁判所がいろいろ後見的に助けてくれるという場面がありましたが、今後は今まで以上に代理人主体になって裁判所が手を出さなくなるという傾向はあるのでしょうか。

畠山：将来にわたる話なので、どう答えていいのかよく分かりませんが、実は、今、何が裁判所で起きているかというところ、急激な事件増なんです。平成17年が一番新受件数は少なかったんですけども、それから毎年、件数が増えておりまして、

東京地裁の場合、去年が今までの史上最高、今年はその去年をさらに上回って史上最高になる。

最大の要因は過払金事件です。最新のデータでいうと、前月（平成21年6月）は、通常部の新受事件の48%が過払金訴訟という驚くべき状況になっている。これが主な原因なんですけれども、それ以外の事件でも去年と比べても5%増という状況になっています。それに対して東京地裁はどうしているかというところ、裁判官を若干増員したんですね。しかし、その増員分は事件増でみんな消えちゃったわけです。

私ら、1人当たりの裁判官の処理件数は全然変わっていません。皆さんはあまり関心がないかもしれませんが、新件と既済の件数がとんとんになることが裁判官として基本ルールみたいなところがあるんですけども、ここ2年ほど、恒常的赤字なんですね。例えば私は先月、単独で42件を処理したのに対し、54件の新件が来ており、赤字が恒常化しています。

それをどうしたらいいのかというのは裁判官が頭を抱えていることでして、裁判官の自助努力で一生懸命、仕事をするということはもちろんですが、それは限界にきています。今後どうなるかというところ、やはり当事者にもうちょっと頑張りたいという方向にだんだんなっているんですね。弁護士に一段とご活躍いただきたいという考えは、裁判所の中に非常に広がっているということはお話ししておきたいと思います。

望ましいのは

畠山：訴状を出す段階のことから言いますと、原



告側で困るのは、訴えは提起しました、でも証拠はこれからゆっくり出しますみたいなことをされることです。被告側は、それに対して、反論するために一定の期間が必要なのは分かりますが、これもいつまでも時間があるとお考えのところが、どうもあると思います。

私が最近の事件で感激したのは、原告が訴状を出したのに対して、被告の方が答弁書で実質的な反論も全部書いてきたことです。いきなり被告の主張が入っていて、冒頭で被告はこの事件をこういうふうに見るとということが数行で書いてあって、その後でその数行書いてあることを時系列で説明してあるんです。それが一通り終わってから認否が書いてあり、全体を見ても10ページ。最後のページは交渉経過が一覧表になって付いていました。

こんなによく準備できた答弁書は初めて見たと思うくらい感激しました。これはもちろん訴訟になる前に被告の側に弁護士が付いて、十分調査しているからこそ可能なので、みんながみんな、それができるとは思いません。ただそのような準備ができるような事案であれば、答弁書でも、実質的な反論ができるならしていただくと非常に意味があります。というのは裁判官というのは、まず訴状で最初に事件の枠組みを理解しています。それに対して被告の方はどんな反論をするのかなと思って待っているんですけど、それがあまりにも反論が遅いと事案の理解が遅くなるんですね。被告の側で証拠をかなり持っているのであれば、最初の段階でバツとぶつけてもらおうと、何が争点で、何を調べればいいのかとさっと分かって、事案の理解が一気に深まります。裁判官は集中的に調べればよいところが最初の段階で分かるわけですから。

弁護士3000人時代に

弘中：松森さんにお伺いしたいんですけども、弁護士3000人時代の弁護士としてこういう点に気を付けていったらいいんじゃないかという点がありましたら教えてください。

松森：弁護士としては訴状とか答弁書を書く前に、やはり証拠を十分に集め、その人が足で稼ぐ、あるいはいろいろな人にできるだけ会って情報をもろう。そういうことが必要じゃないかと思えます。

あと、いろいろな制度があるけれど使っていない人がいます。今後は使っていないでは許されない。知らなかったでは済まない。やはり勉強した者としないう、同じぎりぎりだったら勉強した方が勝つようではなければならない。この事件はいい事件だから、何もしなくても裁判官が判決で正してくれるという、確かにそういう時代が今まででしたが、これからはやはり手続きにのっとって正義がある方が、真実が認められるということを、きちんと理解していく必要がある。そうすれば、若い弁護士も伸びる余地がいっぱいあると思います。

年を取ると面倒くさくなってくる、あるいは勝手に決めちゃうことがあり得るので、それをすごく自戒しています。若い弁護士は興味を持って、今日は専門家でなくても、1年、その事件を一生懸命やったら、その事件の専門家になれる。そうやってほしいというようなことを私は話しています。だから専門家になれば、十分、生き残れると思います。